

政令第 号

領事官の行う船舶法等の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）第四条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

領事官の行う船舶法等の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関する政令（昭和三十七年政令第三百九十四号）の一部を次のように改正する。

本則中「船舶職員及び小型船舶操縦者法」の下に「（昭和二十六年法律第四百十九号）」を加え、「第九条第一項又は」を「第九条第一項、」に、「の事務」を「又は船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）第四条第三項の事務」に改める。

附 則

この政令は、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律の施行の日から施行する。

理由

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律の施行に伴い、領事官の行う同法に規定する有害物質一覧表確認証書の有効期間を延長する事務に係る処分又はその不作為についての審査請求は、国土交通大臣に對してすることとする必要があるからである。